

事務所だより9月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
芦屋市松浜町 6-14-2
Tel : 090-7490-7396
Fax : 0797-78-6488



十六夜の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

外国人旅行客が目立つ今日この頃ですが、先日、外出中に駅で外国人旅行客に英語で声を掛けられました。どうやら『元町』に行きたいらしいのですが、今いるホームは逆に向かうホームです。反対側のホームへ行かないといけません。ここでスマートに英語で案内できれば良かったのですが、英会話は、からっきしダメです(>_<)。「あっちのホーム」と思いっきりの日本語（しかも関西弁…）で伝えます。そうこうしているうちに私が待っていた電車が到着です。私はこの電車に乗らないと遅刻します。「あっち、あっち」と身振り手振りも加えて何とか理解してもらえたようです。その外国人旅行客は、反対方向に向かうためのエレベータに乗りました。時間があれば、反対側のホームに案内してあげたかったのですが、こちら時間もなかったので中途半端になってしまい、無事に元町にたどり着けたのかちょっと心配です。ホント情けないなあ、と落ち込みました。

それにしても英語は苦手です。一応、大学まで英語の勉強をしたはずなのに、全く話せません。中学校のときに英検 3 級に落ちたのが、会話が苦手になった原因の一つだと思っています。この話を友人の子供（中学生）に話したら「英検 3 級に落ちるやつはおらんで」とバカにされてしまいました(T_T)。思い出しました。新卒で入社した会社で TOEIC の試験がありました。新入社員 130 人中、下から 2 番目でした。だから本社勤務にはならなかったんだ…。納得。とにかく耳が悪いみたいです。字で書いてあるものは、何とか分かるのですが、会話は全く聞き取れません。もし、今度、外国人旅行客に話しかけられたら、翻訳アプリで対応しようと思います。



では、事務所だより 9 月号をお送りします。台風の被害はなかったでしょうか。台風が過ぎても、暑い日が続きます。熱中症等、くれぐれもご注意ください。

暑い中の外出、タダでは転びません。マンホール、ゲットです。

川西市が「三ツ矢サイダー」発祥の地、って知ってました？



☆ お知らせ (2024 年 9 月の税務)

期限	項目
9 月 10 日	8 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
9 月 30 日	7 月決算法人の確定申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税 >
	1 月、4 月、7 月、10 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	1 月決算法人の中間申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 > (半期分)
	消費税の年税額が 400 万円超の 1 月、4 月、10 月決算法人の 3 月ごとの中間申告 < 消費税・地方消費税 >
	消費税の年税額が 4,800 万円超の 6 月、7 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告 (5 月決算法人は 2 ヶ月分) < 消費税・地方消費税 >

☆ 夫婦間での役務提供についての課税

◆ 親族間の役務提供は原則、経費不算入

夫は IT エンジニア、夫と同一生計の妻は WEB デザイナーです。それぞれ独立した個人事業者として事業を行い、確定申告しています。このような中で夫が妻の受注した顧客向け EC サイトの構築業務をサポートした場合、妻が夫に支払う役務提供の報酬は、妻の事業所得の必要経費に算入されません。また、夫は収受した報酬も自身の事業所得の収入金額に算入されず、サポートに要した夫の経費は、妻の必要経費となります。この取扱いは、夫婦など同一生計親族間で所得を分散させる租税回避を防止するために設けられた制度です。

◆ 弁護士夫婦事件で問われたもの

独立した親族間の役務提供を所得金額に反映させることの是非が争われたのが、いわゆる「弁護士夫婦事件」です。

裁判では、それぞれ独立して弁護士業を営む夫婦間において、妻弁護士が夫弁護士に提供した役務に対する報酬は、所得税法に規定するとおり、夫の事業所得の必要経費とならず、妻の事業所得の収入金額にならないと判示されました。

また、親族からの役務提供を所得金額に反映させない取扱いと、親族以外の他人からの役務提供を所得金額に反映させる取扱いとの不整合が憲法 14 条違反となるかについても、裁判所は、これらの区別は合理的であり、憲法違反ではないとしました。

◆ 青色事業専従者給与等は必要経費算入

一方、夫の事業に妻や子供などの親族が青色事業専従者等として従事する場合は、帳簿記帳と一定規模の就業、相当な対価などの要件をもとに、夫が親族に支払う給与は夫の事業の必要経費となり、支払を受けた親族の収入金額となります。これも親族間の役務提供ですが、透明性を担保に例外として所得金額への反映を認めています。

◆ 個人単位課税への転換が契機に

親族間の役務提供の経費不算入も、青色専従者給与制度も、戦後、世帯単位課税から個人単位課税に移行する中で、補完措置として設定されました。しかし、現代は副業をはじめ多様な働き方が求められ、夫婦共働きや夫婦間での協業も普通に行われます。独立した事業を適正な対価で営む親族間の取引を所得計算から除外することは、時代の流れに整合しなくなっている面もあります。青色事業専従者として雇用し、法人成りして給与を支払うことでも経費算入は可能ですが、違和感はぬぐえません。

☆ ふるさと納税の「うま味」減る？

またしても、ふるさと納税の制度が利用者にとって「うま味」の少ないものに変更されます。総務省はふるさと納税制度のルールを見直し、利用者に独自のポイントが付与する仲介サイトを通じた寄付の募集を禁止すると発表しました。「地産品限定」「原価率 3 割規制」といったルールの変更に加え、今回は寄付集め競争の過熱を是正するための措置として、仲介サイトによる「ポイント付与」が事実上禁止されます。周知期間を経て、2025 年 10 月以降の寄付から適用する方針です。

ふるさと納税は、仲介役となるポータルサイトを通じて自治体に寄付する利用者が増加しています。大手の仲介サイトでは利用者呼び込むため、寄付金額に応じて独自のポイントが付与しています。

総務省では、自治体が仲介サイトの運営事業者に支払う手数料にはポイントの原資も含む場合があるとみており、禁止すれば手数料が下がり、自治体の収入が増えると期待しています。ただし、寄付金をクレジットカード決済で支払った場合にカード会社が付与しているポイントなど、通常の商取引に伴うものは禁止しません。

自治体が寄付を集めるために独自の取り組みを企画・立案し、実行するのは困難です。「集客力」のある大手ポータルサイトに依存するのは当然の流れで、これを行政主体のホームページだけで PR しても多くの寄付は集まりません。

自治体が広報・宣伝活動に多くのノウハウを持つ広告代理店や PR 会社、ふるさと納税ポータルサイトを利用するのは当然のことで、これを封じるのであれば純粋な「広告料」「PR 費用」といったコストが増えるだけでしょう。そうしないことにはポータルサイト側の運営に支障が生じます。そうすると、配送費や宣伝費も「原価率 3 割」に含む必要がある現行のルールでは、返礼品の品質や量を落とすしかありません。

高額納税者の多くが利用するふるさと納税の「うま味」が、またもや制度を作った総務省によって減殺されることになりそうです。

☆ 一部の国家資格を順次デジタル化

◆ デジタル社会の実現に向けた重点計画

デジタル社会の実現を目的とした「デジタル社会の実現に向けた重点計画(以下、重点計画)」が令和 5 年 6 月 9 日閣議決定されました。この重点計画の 1 つにマイナンバーと健康保険証や運転免許証の紐づけのような、マイナンバーを活用した行政サービスの拡充があります。なお、運転免許証については、2024 年度中に開始予定となっています。

◆ 32 国家資格および免許をデジタル化

重点計画の一環として、政府は医師、税理士などの税・社会保障関係を中心とした 32 国家資格や免許を令和 6 年 6 月より順次デジタル化します。これにより、該当の資格を有するものについてはマイナポータルからデジタル資格証を閲覧可能になるほか、資格の新規取得や住所変更、申請に必要な支払いがオンラインで可能になり、その際の住民票などの書類添付も省略できるようになります。

政府は今後も該当資格を拡充していく計画であり、現時点で令和 6 年度以降に保険医や医師臨床研修修了者などの 8 資格、令和 7 年度以降に行政書士やキャリアコンサルタントなどの 7 資格が予定されています。

◆ デジタル化される国家資格の種類

令和 6 年 6 月より順次資格および免許がデジタル化される国家資格は以下の通りです。

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、栄養士、保育士、介護支援専門員、社会保険労務士、税理士